

日本経済政策学会 学会賞規定

平成 17 年 5 月 27 日 常務理事会決定

平成 27 年 5 月 29 日 常務理事会改正

(総 則)

第 1 条 日本経済政策学会は、本学会誌に掲載され経済政策学の発展に寄与した研究報告論文を対象として、日本経済政策学会学会賞 (Academic Award) を設ける。

(学会賞の種類)

第 2 条 日本経済政策学会学会賞として、次のものを設ける。

(1) 学術賞 (Academic Award)

(2) 研究奨励賞 (Junior Award)

(内容および対象、選考方法)

第 3 条 日本経済政策学会学会賞の選考は、別に定める選考規定による。

(表 彰)

第 4 条 受賞者には、賞状を総会において授与する。

第 5 条 本規定および日本経済政策学会学会賞選考規定の改正は、常務理事会が行うものとする。

附 則 この規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正後の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。